

★ インフルエンザにかかったら ★

◇インフルエンザの典型的な症状は、

高熱・咳・のどの痛み・筋肉痛などの症状が急激に出現します。

◇インフルエンザと診断されたら、出来るだけ早く学校に連絡してください。

☆ 欠席にはなりません。しっかり自宅療養してください ☆

出席停止期間の基準は、

(平成24年4月1日改正)

発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで

「発症した日の翌日」「解熱した日の翌日」をそれぞれ第1日目として算定します。

例1 金曜に発症し、日曜に解熱し、その後発熱がない場合

金曜：発症 → 土曜：発症後1日目 → 日曜：発症後2日目・解熱 → 月曜：発症後3日目・解熱後1日目
→ 火曜：発症後4日目・解熱後2日目 → 水曜：発症後5日目 → 木曜：登校可

例2 金曜に発症し、火曜に解熱し、その後発熱がない場合

金曜：発症 → 土曜：発症後1日目 → 日曜：発症後2日目 → 月曜：発症後3日目
→ 火曜：発症後4日目・解熱 → 水曜：発症後5日目・解熱後1日目 → 木曜：解熱後2日目
→ 金曜：登校可

* 医師から再受診の指示があった場合を除き、

上記の「出席停止期間の基準」を満たして治癒後に再登校する場合は

「医師による治癒の確認（診断書）」は不要です。

再登校可能な日がわかりにくい場合は、解熱した後に学校に電話で確認してください。

* 上記の「出席停止期間の基準」より早く治癒し、他者への感染のおそれがない

と医師が判断した場合は登校が可能となりますが、この場合は

「医師による治癒の確認（診断書）」が必要です。

その場合、医療機関の定める費用がかかります。